

第4章 成績評価及び修了認定

【評価基準】

4-1 成績評価

4-1-1 学修の成果に係る評価(以下、「成績評価」という。)が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1)成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2)当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4)期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1 (1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1 (2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1 (3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1 (4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかつた者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4-1-2 学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状説明】

[4-1 成績評価]について

(1) 成績ランクの分布

成績評価は、各担当者によって差はあるが、基本的には中間や期末(定期)のペーパーテスト、授業中の小テスト、課題レポート、出欠の程度および受講中の授業への関与度の各項目の評価に基づいて、各科目担当者が評価している。なお、成績評価における各項目の比重は、あらかじめシラバスに明示するように、教員に指導している。

成績評価の分布は、AA（90点から100点まで）およびA（80点から89点まで）を全受講者の30%、B（70点から79点まで）を40%、C（60点から69点まで）を残り30%を目安としている。不合格（××）については、当然にありうるもの、とくに目安となる割合を設定していない。なお、受講者数の少ない科目については、上記一般的基準を原則とするものの、弾力的に運用している。

2015～2017年度の講義科目及び演習科目ごとの成績評価の分布状況については、2018年度は、AAおよびAが、講義科目で45.6%（2017年度45.3%、2016年度47.8%）、演習科目で74.2%（2017年度72.3%、2016年度76.1%）である（別資料【図表4-1】「成績評価の分布」参照。なお、図表中の履修取消者を除いた数値で算出した割合である）。必修科目など一定の履修者数のある科目においては、相対評価（AAおよびAを30%の割合とするなど）を原則としており、履修者数20人以上の講義科目では、AAおよびAは、36.3%（2017年度35.8%、2016年度40.8%）となっている（別資料【図表4-2】「履修者数20人以上の講義科目」参照）。なお、教務課において全科目的採点分布結果を集計し、科目領域ごとの成績取得状況データを作成している。

（2）期末試験、再試験、追試験の実施状況

学生の当該科目に係る学習状況の確認、及び成績評価の客観的な実施等を目指として、演習（ゼミナール）を含めて、試験又はレポートによる期末試験の実施を図っている。

2016年度から2018年度における期末試験（試験／レポート）の実施形態についてみると、講義科目は試験が多いのに対して、演習科目については試験よりもレポートが多くなっている（別資料【図表4-3】「期末試験（試験／レポート）の実施状況」参照）。この点は、科目の性質上、自然であると考えている。また、前提科目（表中では「前提」と表記）は、2011年度から必修科目（「財務会計I・II」及び「管理会計I・II」）の履修条件として、2年制の学生を対象に位置づけられた科目であり、「初級簿記」及び「初級原価計算」の2科目である。

再試験は、原則必要とは考えられないため、本研究科としては実施していない。また、病欠等のやむを得ない理由により受験できなかった場合の追試験については、学生からの申請に基づいて、期末試験後の指定期間中に実施している。

（3）期末における課題の提出

期末における課題の提出に関しては、上記（2）に述べた期末試験としてのレポートの他には、本研究科としては実施していない。

（4）履修成果が一定水準に達しない学生の状況

学年進級判定については、教授会がその判定を行なっている。必要に応じて、科目担当者に対して、成績評価についての詳しい資料の提出を求め、是正措置を講じるよう要請する場合もある。

進級判定に際しては、AAを4、Aを3、Bを2、Cを1、不合格を0と評価し、それらの平均から算出するGPAを算定している（GPA算出方法については、別資料【図表4-4】「GPA算出方法」参照。なお、GPAの算出に当たって、不合格及び欠席評価の単位数も分母に含め、本研究科以外の機関で取得した単位の成績は、GPAの算出には含めない。）。修了要件のひとつとして、本研究科ではGPA基準を設けており、2年制はGPA1.5以上、2017年度後期から新設されたキャリアアップ・コース1年半制およびリカレント・コース1年制はGPA2.0以上という基準を設けている。なお、2年制における1年次から2年次への進級に当たっても、進級要件ではないが1.5ポイント以上のGPA基準を満たしていることが望ましい。

GPA基準による各修了要件を満たさなかった学生は、2018年度において、2年制（2017年度前期入学生）で3名（在籍者数38名中。ただし年度途中の退学者を除く）、キャリアアップ・コース1年半制（2017年度後期入学生）で1名（在籍者数7名中）、リカレント・コース1年制ではまだ修了年限に達した者はいない（別資料【図表4-5】「会計プロフェッショナル研究科学生の成績（G.P.A.）分布」参照）。

また、2年制の学生に対しては、1年次に14単位以上を修得していない場合は2年次への進級を不可としている。こ

れは、本研究科における授業科目の性質上、基礎的な科目の履修がその後の応用・実践的な科目の履修の前提となり、1年次に、この程度の単位数を修得しておくことが、効果的な学習のために不可欠と考えられることに基づく措置である。2018年度入学生については14単位未満の学生は2人で、両名とも後期から休学した者である。

【自己評価】

4-1-1 (1) 成績評価の基準に関しては、個々の科目ごとにシラバスの中で常時明示されている。この点は、本学のシラバス入稿システム上、成績評価方法が必須入力項目とされており、これを入力せずにシラバス入稿を完了させることができないことからも担保されている。また、成績評価の基準が複数存在する場合、その内容と各ウェイトについても具体的に明らかにすることも徹底している（例、「期末試験70%、中間試験30%」）。さらに、新年度前にFD委員会において全シラバスの内容について点検を行ない、内容の適正性も確保している。したがって、学生に対しては、シラバスや授業時のガイダンスを通じて成績評価基準は明確に提示され、周知されているものと考える。

なお、外部評価委員から、成績評価基準に出席点を含めるべきであるとの意見を賜ったが、授業に出席する事は当然であるという考えに基づく文部科学省指導を受け、2014年度より全学的に出席点は評価の中に含めないこととした。よって、本研究科でも出席点は成績評価の基準から外している（なお、単位付与の要件として最低出席回数を学生に求めるることは許容される）。

4-1-1 (2) 成績評価基準にしたがって成績評価を行うことについては、試験時期に各教員に書面でもって周知している。成績評価がなされた後も、教務課で採点分布データを集計し、適切に保管している。

4-1-1 (3) 成績評価の結果は、学生に告知しており、かつ、成績評価について説明を求める学生には、書面で質問事項を出させ、質問に対する回答を書面で返却する制度も運用しているので、成績は学生に告知されるとともに十分に理解されているといえる。したがって、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていると考える。

4-1-1 (4) 期末試験を実施する場合は、教員に対しては実施概要を説明し、学生に対しては実施要領を掲示している。したがって、期末試験の実施方法について、適切な配慮がされているものと考える。

以上の点から、教育課程における成績の評価は、適正に行われているものと考える。

【今後の課題】

特に双方向授業を担当する教員において、会計専門職に求められるコミュニケーション力を養成することを意識的に実践するとともに、入学者間のレベルや属性の相違を成績評価の際には、学生の議論・討論への参加貢献度を見極め、これを適切に評価する姿勢をより一層強く持つことができるよう努めたい。

【評価基準】

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1 会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において(他専攻を含む)履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法等を活用して、修了生の成績認定の客觀化に努めることとする。

【現状説明】

(1) 修了要件及び修了判定基準

修了認定については、ディプロマポリシー（修了認定・学位授与の方針）に基づき、教授会が下記の修了要件および修了の判定基準に従って、修了の判定を行い、議決することとしている。

<修了要件>

修了資格を得るためにには、定められた標準修業年限以上在学し、【図表4-7】〔修了認定要件〕に示す区分に従って単位を修得しなければならない。【図表4-7】〔修了認定要件〕に示された単位数は、科目の種別ごとに要求される最低の単位数であり、これが1単位でも不足すると修了は認められない。

<修了の判定基準>

修了に必要な単位数（2年制は50単位、1年半制は36単位、1年制は30単位）を満たした者を対象として、教授会において厳格に判定する。この修了判定にはGPA制度を用い、AA評価4ポイント、A評価3ポイント、B評価2ポイント、C評価1ポイント（2009年度以降入学者は不合格科目単位数及び試験欠席科目単位数も含めた履修登録総単位数を分母）として平均点を算出し、修了に必要なGPAの数値（2年制は1.5ポイント以上、1年半制および1年制は2.0ポイント以上）を満たしていることを修了基準とする。

(2) 最高履修制限単位

最高履修制限単位は、2年制の場合、年間34単位（3年制の場合は20単位）、キャリアアップ・コース1年半制で各学期16単位、リカレント・コース1年制で年間36単位である。この単位数を超えて履修することはできない（別資料【図表4-6】〔学生の年間合計単位取得状況〕参照）。

(3) 進級要件

2年制の学生は、1年次に14単位以上を修得していない場合、2年次へ進級できない。なお、2013年度より、14単位以上修得していても、前提科目が不合格である場合も同様としている。

なお、既に合格の成績評価を得ている科目を再履修することはできない。また、名称変更された科目についても、変更

前の科目名称で合格の成績評価を得ている場合、名称変更後の科目を履修することはできない。

2018年度に2年制に入学した者で、進級要件の単位数を満たさなかった留年者は2名であり、両名とも前提科目不合格かつ後期から休学している者である。

(4) 学習到達度を高めるための工夫

本研究科の学生は、多様なバックグラウンド及び目的を有するため、入学時点において、簿記や原価計算などに関する習熟度にはばらつきがあり、結果的に授業の理解度においても差が生じやすい。そこで、2年制の学生に対して、入学前後に「統一テスト」を実施し、適正レベルに達しない学生には、前提科目として「初級簿記」「初級原価計算」の履修を義務付け、その科目合格を条件に必修科目である「財務会計Ⅰ」「管理会計Ⅰ」を履修することができる仕組みをとっている。これにより、会計学未習者が、その後の会計学の正規科目の学習において消化不良を起こさないように配慮したものである。さらに、2018年度には、前提科目受講者への学習支援として、前提科目の全講義をビデオで撮影し、WEB上で講義配信するシステムを導入している。

(5) 既修得単位の認定

学則にしたがい、入学者が他の会計大学院で履修した単位について、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなしている（単位認定）。本研究科では、他の専門職大学院での単位についても、科目相当性を判断の上、単位認定を行なってきたが、2017年度後期から、1年半制及び1年制での入学者を対象に、学部の上位教育機関として設置されている通常の大学院・研究科で履修した単位についても単位認定の対象とする運用を開始した。また、2018年度からは、同年度に導入した修士入試（本研究科修了生が複数の学位を取得するために本研究科に再入学する入試方式）による修士入学者にも、本研究科ですでに修得した単位について単位認定を実施した。

すべての単位認定に当たっては、教授会の承認が求められ、その認定科目数の上限として、2年制では修了要件が50単位のところ24単位まで、1年半制では修了要件が36単位のところ16単位まで、1年制では修了要件30単位に対して10単位までとしている。2018年度は申請された24科目につき単位認定を行った（別資料【図表4-1】〔成績評価の分布〕参照）。

また、会計プロフェッショナル教育の充実のために、法務研究科、国際マネジメント研究科、法学研究科とは開設当初から指定された科目の相互乗り入れをしており、法務研究科、国際マネジメント研究科からは各4単位、法学研究科からは6単位、合計14単位までは履修が認められている。

【自己評価】

本研究科では、修了認定に必要な修得単位数について、各修業年限のカリキュラム内容に沿って適切に定めている。また、他の会計大学院や専門職大学院、その他の大学院において履修した授業科目についても、教授会での審査を経て、単位認定を行っている。その際、各修業年限によって修了要件単位数が異なるため、それぞれの単位認定科目数の上限を設定しているが、いずれも、修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で定めている。また、解釈指針4-2-1-2に従い、修了認定の基準としてGPA基準も導入しており、客観性の高い成績認定を実施している。

したがって、本研究科における修了認定方法及びその要件は、本評価基準を満たしていると考える。

【今後の課題】

上記(4)に関して、会計学未習者と目される前提科目履修者は、当該科目を履修しても単位が認定されないため、履修上の負担が大きい点が懸念される。この点は、2018年度から導入された前提科目のWEB配信講義システムを通じて、履修者の学習効率を高める対策を講じたが、継続的に当該履修者の単位取得及び成績の状況を追跡し、現行制度を見直す必要性の有無について検討していくこととする。

上記(5)に関連する課題として、本研究科が教育目的・理念として国際人の育成を掲げていることに鑑み、国内のみならず、海外の大学・大学院との連携（例、国内で他の大学院が展開する国際会計政策大学院プログラムへの参加や、海外提携大学の大学院との国際交流による学位取得や単位互換等のプログラム、海外の公認会計士資格を取得するための海外提携大学との単位互換など）が挙げられる。この点は、現在、具体的な議論を行なっていないが、他の会計専門職大学院と連携しながら、長期的な検討課題として取り組んでいくこととしたい。